

屋外広告物許可等申請書

平成〇〇年〇月〇日

宝塚市長様

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

・新規の場合⇒〔許可地域〕〔第6条第1項〕
〔禁止地域〕〔第7条第3項〕
・更新の場合⇒〔第12条第3項〕
・変更の場合⇒〔第14条第1項〕

※どちらかを○で囲んで下さい

屋外広告物条例第 条第 項の規定により、次のとおり許可（許可期間の更新）を申請します。

表示・設置場所		宝塚市〇〇丁目△△番地 住所を記載して下さい(住居表示が無い場合は地番等でも構いません)			
広告物等の種類	表示・設置場所が許可地域等であるもの	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面より突出するもの 自己の敷地内に建植えるもの 自己の敷地外に建植えるもの（一般的なもの 道標・案内図板等（特定区域内 特定区域外） 案内誘導広告物（特定区域内 特定区域外） 電柱を利用するもの 街灯を利用するもの バス停留所標識を利用するもの 消火栓標識を利用するもの アーチを利用するもの アークードを利用するもの 自動車に表示するもの 垣又は塀を利用するもの 広告幕 アドバルーン 広告旗 その他（ ）			
	表示・設置場所が禁止地域等であるもの	自家用広告物等 道標・案内図板等 案内誘導のためのもの 自動車に表示するもの 指定道路区間等から視認できないもの			
広告物等の規模		縦（メートル）	横（メートル）	面数	合計面積（平方メートル）
		広告物ごとの種類と表示面積を記載して下さい （規格が異なる場合は2段書き等で記載して下さい） 数量が多い場合は別紙（様式は任意）を添付して下さい			
広告物の区分		はり紙 はり札 看板 広告板によるもの 広告塔によるもの アーチによるもの 宣伝車 アドバルーン 電柱利用広告物 街灯利用広告物 標識利用広告物 車体利用広告物 広告幕 広告旗 立看板 その他（ ） ↑当てはまる項目を○で囲んで下さい			
表示・設置期間		年 月 日から 年 月 日まで ←許可期間は原則2年間です			
管理者又は管理予定者	住所	表示・設置者が県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合は、県内に住所を有する者のうちから管理者を設置すること。※(注1)			番
	氏名				
	担当部署	電子メール			
その他		別紙のとおり			
※		こちらの枠内は記載しないで下さい			

- 備考
- 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 - 2 はり紙、はり札、アドバルーン、広告旗及び立看板にあっては、別紙を提出する必要はありません。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

注1) 申請地内の建物の管理者（例：店舗の店長等）でも可能です。

副本

屋外広告物許可等申請書

年 月 日

宝塚市長 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

電子メール

こちらの【副本】は一度提出していただき、手続きが完了のち許可条件とステッカーを添付の上、申請者等にお返しいたします。

屋外広告物条例第 条第 項の規定により、次のとおり許可（許可期間の更新）を申請します。

表示・設置場所					
広告物等の種類	表示・設置場所が許可地域等であるもの	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面より突出するもの 自己の敷地内に建植えるもの 自己の敷地外に建植えるもの (特定区域内 特定区域外) 案内誘導広告物 (特定区域内 特定区域外) 街灯を利用するもの バス停留所標識を利用するもの アーケードを利用するもの 自動車に表示するもの 広告旗 その他 ()			
	表示・設置場所が禁止地域等であるもの	自家用広告物等 道路視認できないもの			
広告物等の規模		縦 (メートル)	数	合計面積 (平方メートル)	数量
		【正本】と同様に記載して下さい			
広告物の区分		はり紙 はり札 看板 電柱利用広告物 街灯 ()	よるもの アーチによるもの 宣伝車 アドバルーン 車体利用広告物 広告幕 広告旗 立看板 その他		
表示・設置期間		年	日まで		
管理者又は管理予定者	住所				
	氏名				
担当部署					
その他		別紙のとおり			
※手数料					円

※ 通 知 欄	年 月 日			
	こちらの枠内は記載しないで下さい			
	1			
	2			
3				
4	許可の条件			

- 備考
- 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 - 2 はり紙、はり札、アドバルーン、広告旗及び立看板にあっては、別紙を提出する必要はありません。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

許可地域等に係る用途 地域等の種別	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の指定のない地域		
禁止地域等の種別	第 種禁止地域等	条例第4条第1項第 号	
指定道路等からの距離	高	↑禁止地域の場合は何種か記載して下さい) から メートル	
	一般道路	(名称) から	メートル
	鉄道等	(名称) から	メートル
	河川等	(名称) から	メートル
	隣接広告物等	(表示内容) から	メートル
第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域又は 風致地区の境界線から の距離	↓申請地が該当する場合は○で囲んで下さい 100メートル以内 100メートル超		
屋上を利用する広告物 等の高さの制限	建築物の高さ (A)	メートル	
	広告物等の高さの限度 (A× /)	← 商業系の用途地域の場合 □2/3 その他の場合 □1/2	
屋上利用の場合は上枠 壁面利用の場合は下枠 に記載して下さい	広告物等の高さ	メートル	
壁面を利用する広告物 等の利用割合の限度	壁面面積 (A)	各壁面ごとに記載して下さい 平方メートル	
	表示面積の限度 (A×1 /)	← 商業系の用途地域の場合 →1/4 その他の場合 →1/5	
	広告物等の既表示面積	平方メートル	
今回表示面積	平方メートル		
広告物等の上端の地上 からの高さ	規制がある場合は記載して下さい 例:屋上・壁面・壁面より突出・建植・野立・案内誘導広告等		メートル
広告物等の下端の道路 面からの高さ	規制がある場合は記載して下さい 例:壁面より突出・電柱・消火栓標識等		メートル
案内誘導のための広告 物等の誘導距離	施設等から	案内誘導広告物の場合は記載して下さい キロメートル	
交通信号機又は踏切か らの距離	交通信号機 (場所) から	メートル	
	踏切 (場所) から	← 規制がある場合は記載して下さい	
色 彩	色 数	色	
	使用する地色の彩度のマンセル値		
	使用する文字、図柄等の彩度のマンセル値		
	彩度の高い色の色数	← 彩度のマンセル値が10以上の色 色	
地色への彩度の高い色の使用割合	1/2超 1/2以下 無		
ネオンサイン等	ネオンサイン等の使用	有 無	
	ネオン管の露出しているネオンサインの使用	有 無	
	L E D サ イ ン の 使 用	有 無	
	光源の点滅・動き・輝度の変化	急速 急速でない 無	
自家用広告物等の表示 面積の合計等	広告物等の既表示面積 (A)	【継続】申請の場合は前回の表示面積を記載して下さい 平方メートル	
	今回表示面積 (B)	【新規】追加する広告物等の表示面積を記載して下さい 平方メートル	
	表示面積の合計 (A+B)	平方メートル	
	表示数量の合計	枚 (基、個)	
禁止地域の場合記入			

<p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">許可地域で建築物の高さが15m超の場合</p> 1 建築物における総表示面積の限度	建築物の壁面合計面積 (A)	平方メートル
	総表示面積の限度 (A × 1 / 2)	平方メートル
	広告物等の既表示面積	平方メートル
	今回表示面積	平方メートル
同一敷地内における自家用広告物等以外の広告物等の表示面積	<p style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">道路占用許可、建築基準法の工作物確認等 新規または追加で広告物の建築確認申請が必要な場合は(要)</p>	
他法令による許可、届出等	要 不要	年 月 日 第 号 ※(注3)
	法 令 名	年 月 日 第 号
工事施工者	住所	電話 () - 番
	氏 名	屋外広告業登録番号 第 号)
広告意匠設計者	住所	電話 () - 番
	氏 名	電子メール
工 事 期 間	着手予定	許可の日から 日以内
	完了予定	着手の日から 日以内
前 回 許 可	年 月 日 第	更新等の場合は前回の申請番号(H〇〇-△△)を記載して下さい
変 更 等 の 内 容	【変更】の場合は、変更内容を記載して下さい	

備考 1 所定の欄（受けようとする許可等に必要なものに限る。）に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

2 「壁面面積」及び「建築物の壁面合計面積」には、壁面のうち、地上から商業系地域にあつては52メートル、その他の地域にあつては47メートルまでの高さの部分の壁面面積を記入してください。

3 「使用する色の彩度のマンセル値」が不明のときは、色見本を添付してください。

注2) LEDが内照式の場合は、LEDサインとはみなしません。

注3) 申請時に未定の場合は後日、原本の写しを提出して下さい。